

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年8月受付分）

## <福祉推進のために>

○マージャンクラブ様（北見市） 8,000円

## <故人が生前お世話になったため>

○土屋 美好様（端野町） 30,000円

○高橋 アサ子様（端野町） 30,000円

○故上銘 榮子様（端野町） 50,000円

○岩橋 順子様（留辺蘂町） 50,000円

○福山 和香子様（留辺蘂町） 10,000円

○江岸 磨智子様（留辺蘂町） 10,000円

○長谷部 令子様（留辺蘂町） 10,000円

○岡田 正好様（留辺蘂町） 10,000円

○佐藤 幹二様（留辺蘂町） 10,000円

## <各種事業での募金・益金を>

○ふれあいの夕べ実行委員会様（寿町） 517,288円